

埼玉県勤労者山岳連盟加盟会・会員各位

海外山行計画書の扱いについて

埼玉県勤労者山岳連盟

労山基金に加入している労山会員は海外山行（登山、トレッキング、クライミング、沢登り等）に出かける前に、労山基金の規定により、計画書を全国連盟へ提出する義務がありますが、全国連盟への送付時に、合わせて県連事務局へも送付して下さるようお願いいたします。計画書によって県連盟内の海外山行の動向を知り、海外山行の活発化につながる活動にいかしていきたいと考えます。

海外山行計画書の扱いについては以下の通りとします。

1. 各会あるいは個人は海外山行（登山、トレッキング、クライミング、沢登り等）の計画書を全国連盟に送付すると同時に、県連盟事務局にもeメールで送付する。
2. 事務局は届いた計画書を海外委員長へ転送する。海外委員長はそれを受け、その後の海外委員会活動にいかす。